

滋賀県立小児保健医療センター基本計画第1章～第3章(案)の主な修正点等

1 整備する診療科について（基本計画第1章～第3章（修正案）P16～）

- (1) 機能再構築後の院内標榜について、小児整形外科など、成人病センターとは別の診療科であることがわかるよう明記
- (2) 前回の基本計画第1章～第3章(案)において、小児科や整形外科等とともに「常勤診療科」としていた小児歯科口腔外科、小児内分泌・代謝科および臨床遺伝科について、「将来的に新設・常勤化を検討する診療科」として整理
- (3) 現在、非常勤の小児泌尿器科および小児形成外科について、新たに「将来的に新設・常勤化を検討する診療科」に追加

	現在	機能再構築後	
		院内標榜	医療法上の標榜
常勤診療科	小児科	小児神経科	神経小児科
	整形外科	小児整形外科	小児整形外科
	耳鼻いんこう科	小児耳鼻いんこう科	小児耳鼻いんこう科
	眼科	小児眼科	小児眼科
	こころの診療科	こころの診療科	小児精神科
	リハビリテーション科	小児リハビリテーション科	小児リハビリテーション科
	麻酔科	小児麻酔科	麻酔科
	—	小児アレルギー科(常勤化)	小児アレルギー科
将来的に 新設・常勤化を 検討する診療科	—	小児歯科口腔外科(新設)	小児歯科口腔外科
	—	小児内分泌・代謝科(常勤化)	小児内分泌・代謝科
	—	小児泌尿器科(常勤化)	小児泌尿器科
	—	小児形成外科(常勤化)	小児形成外科
	—	臨床遺伝科(常勤化)	—

2 病棟部門について

(1) 病棟構成の再編

病棟構成	区分	構成
平成 28 年度まで	年齢別	乳幼児病棟 40 床、学童病棟 60 床
機能再構築後(案)	機能別	一般病棟 35 床×2 病棟 (内科系・外科系各 1 病棟) 在宅移行支援病棟 30 床

近年、重症児の短期入院の受入れ数が急激に増加するなど、従来の年齢別の病棟編成は、様々な疾病を持つ患者さんに対して、適切な医療の提供に困難を生じている。

そこで、本年度より、より安全で質の高い診療・看護を提供するため、発達に十分配慮しながら、障害や疾患の種類や程度に応じた病棟編成としている。

(2) 病床や個室率についての検討

病床	1 床室	3 床室	6 床室	7 床室	8 床室
現状	19 室	3 室	6 室	4 室	1 室
機能再構築後(案)	1 床室と 4 床室を中心に構成し、個室率は 25%程度を想定				

(3) 重症観察室や在宅移行支援室（ファミリールーム）などの検討

ア 重症観察室

- それぞれの一般病棟のスタッフステーション付近（看護師からの視認性が良い位置）に重症観察室を設置し、急変時・人工呼吸器装着時・鎮静時等、観察が必要な患者の観察・管理を適切に行うことができる環境を整備する。

イ 在宅移行支援室（ファミリールーム）

- 在宅復帰に向けて、ベッド・家具・台所等を設置し、患者・家族が早期に在宅移行するための訓練環境を整備する。

ウ 感染対策用病室

- 陰陽圧調整可能な感染対策用病室（個室）を一般病棟に整備する。

エ 母子室

- 一般の個室よりも面積の大きい、保護者が一緒に泊まれる個室を整備する。

オ こども面会室

- 兄弟姉妹が待ってられる部屋を病棟の出入口、スタッフステーション付近に整備する。